

令和 7 年
第 4 回定例会議事録

令和 7 年 4 月 16 日

泉大津市教育委員会

令和7年4月16日（水）午前10時より令和7年第4回泉大津市教育委員会
会議定例会を泉大津市教育支援センター小研修室に招集した。

出席委員

教育長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	池島 明子
教育委員	奥 健一郎

出席事務局職員

教育委員会事務局長	鍋谷 芳比古
教育委員会事務局教育政策課長	大塚 和弘
教育委員会事務局指導課長	藤谷 考志
教育委員会事務局生涯学習課長	中山 裕司
健康こども部こども育成課長	寺田 和夫
教育委員会事務局教育政策課	三上 達朗
教育委員会事務局教育政策課	高岡 愛

案件

日程第 1 議案第23号 泉大津市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

日程第 2 議案第24号 史跡池上曾根遺跡整備指導委員の委嘱について

日程第 3 報告第 8 号 泉大津市学校運営協議会委員の任命について

日程第 4 報告第 9 号 泉大津市学校給食費の徴収及び収納事務の委託に係る
告示について

日程第 5 報告第 10 号 「令和7年度 学校園に対する教育方針」について

日程第 6 報告第 11 号 泉大津市立図書館会議室等使用料徴収及び収納事務の委託に
係る告示について

日程第 7 報告第 12 号 北公民館の臨時休館について

日程第 8 報告第 13 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

議事録署名委員

教育委員 澤田 久子

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

会議の顛末

- 竹内教育長 令和7年第4回教育委員会会議定例会の開会宣言
- 令和7年第3回教育委員会会議定例会議事録承認

△日程第 1 議案第23号 泉大津市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

◎指導課長（藤谷考志）趣旨は、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）について、一般財団法人自治体国際化協会から、令和7年2月5日付「令和7年度「招致外国青年任用規則（案）」等の追加改訂版の送付について」により語学指導等を行う外国青年の特別休暇の一部見直しが通知されたこと及び、刑法等の一部を改正する法律、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により、懲役及び禁固刑が廃止され、これに代えて、拘禁刑が創設されたことに伴い、泉大津市招致外国青年任用規則の一部改正を行うものです。

改正内容については、別紙1、3ページからの新旧対照表をご覧ください。

まず、第14条第1項第15号、特別休暇のうち、子の看護休暇につきまして、現行では、「小学校就学の始期に達するまでの子」とあったものを、「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改正し、また、第28条第3項第1号及び、第29条第1項第2号の「禁固以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改正するものでございます。

適用年月日は、令和7年6月1日となります。第14条第1項第15号の改正規定は、交付の日からの適用となります。

◆教育委員（奥健一郎）拘禁刑は日本国内でということですか。

◎指導課長（藤谷考志）そうです。

※議案第23号可決

△日程第 2 議案第24号 史跡池上曾根遺跡整備指導委員の委嘱について

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、史跡池上曾根遺跡整備指導委員会設置要綱に基づき、史跡整備に関する学識経験のある者の中から、泉大津市教育委員会が委嘱するものです。根拠法令等は記載のとおりです。

定員及び任期について、定員は12名以内、任期は2年としております。

候補者につきましては別紙2をご覧ください。伊藤淳氏、長友朋子氏、前川歩氏、今西純一氏、永瀬節治氏にお願いするもので、前回から変更等はございません。

※議案第24号可決

△日程第 3 報告第8号 泉大津市学校運営協議会委員の任命について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、第3回教育委員会会議定例会の議案第10号

において承認された令和7年度の学校運営協議会委員の任命について、委員が決定したので報告するものでございます。根拠法令は記載のとおりです。

任期は1年で、令和7年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

各校の学校運営協議会委員の名簿については、別紙3をご覧ください。

- ◆教育委員（西尾剛）誠風中学校ですが、向井前校長と臼井現校長がいずれも委員に入っていますが、学校運営協議会の本来の趣旨は、校長だけで学校を運営するのではなく、保護者や地域の方にも学校の運営・経営に参加していただき、より良い学校を創り上げていくことなので、現校長自らが学校運営協議会委員に入ることは法律上想定されていないと思いますが、敢えて現校長を委員に入れた意図はあるんでしょうか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）推薦書を受けた時点で委員構成について当時の向井校長に趣旨を伺いました。学校運営協議会に関する法律の解釈の中で、文部科学省から、委員については、校長や教員、事務職員も含まれるという解釈が為されており、実際その解釈に基づき、千葉県の自治体では、校長や事務職員が学校運営協議会の事務局を担っているという事例もあります。そのような全国的な動き、教職員だけではなく、地域の方と学校運営協議会委員として一緒に活動していくというような考えに基づき、このような推薦を受けております。法律の解釈上その点について認められております。
- ◆教育委員（西尾剛）法律では明確に保護者、地域の方、その他教育委員会が必要と認める者となっており、これにプラスしてどこの市の条例にも法律に無い学識経験者を付け加えています。これは恐らく文部科学省が、法律に無い内容を勝手に付け加えたガイドラインを作っているからであり、法律上ではあくまで学識経験者は「その他教育委員会が必要と認める者」の分類に入ると思います。文科省の解釈からして違法ではないのしようが、例えば、学校運営協議会の主な任務は、年度初めに校長が教育課程を編成して、それを承認してもらうことや、学校運営計画方針を定めて、それを承認してもらうなどがありますが、その他、学校の運営に関して校長が何か意見を求めたときには、審議をして意見をいただくということが重要な任務です。例えば教育課程を校長が編成し、それを承認してくださいと学校運営協議会に審議をしてくださいとなつた時に、審議をするのは学校運営協議会ですが、校長は案を作つて審議を依頼する一方で、自身がその審議をすることになるので、明らかにおかしいと思います。ですので、審議が為される際は、議題に関する当事者ということで校長は退出し、校長を除いた構成員で多数決を取つて決める事になると思います。そうなるとほとんどの案件について、退出する必要があり、何のために学校運営協議会委員になっているのか意味が無くなります。もちろん学校運営協議会に学校の考え方を反映させたいという考え方もあるかもしれません、そうだとすると、委員として向井前校長という実績が立派な方がおられるので、向井前校長が説明するはずですので、重ねて臼井校長が入る意味がないと思いますし、私は違和感があります。向井前校長が委員に入ることは良いと思いますが、臼井校長が入ることについてはどうかと思いますが、その点いかがですか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）校長が構成員に入るということに対して違和感があるということはお伝えさせていただきました。推薦を受けるのが前年度のため、臼井校長が誠風中学校の校長になられる前の段階で、向井前校長と話をし、事務局としてはそう違和感があるとお伝えした上で、学校運営に資する活動を行う者、学識経験者を含む中で校長、教員は含まれる、また、協議会については必ずしも毎回議決や審議があるものではなく、学校をどのようにしていくかという議論の中で、学校と地域が一緒に協議会として考えていきたいという当時の向井校長の

考えを踏まえ、委嘱させていただきました。審議を必要とする場面では、西尾委員がおっしゃるように校長は退出するという運営はされるべきだとは思いますが、それをもって学校運営協議会委員から除外するということは法律上明確に排除するという考え方ではないという考え方の基、今回このような形になったものです。

令和7年度この形で運営をされて、必ず1年間委員として拘束されるものではなく、辞退という方法もありますので、先ほども申し上げましたが、法律で排除されている訳ではありませんので、この形で運営し、令和7年度途中若しくは令和8年度以降、どのような委員構成にするかどうかについては、誠風中学校に判断を委ねたいと思います。

◆教育委員（西尾剛）現校長と前校長の2名が出席していると、それに威圧されて、地域や保護者の方が意見を発言しにくくなり、地域や保護者の方の意見を聞くという趣旨が忘却されてしまうのではと懸念します。

◆教育委員（奥健一郎）協議会を開く際、新旧の校長が参加している意義や目的をしっかりと皆さんにお伝えする必要があると思います。

◎教育政策課長（大塚和弘）誠風中学校の名簿1～4の方については、継続の方ですが、当然令和7年度以降、この委員構成で進めるということについては、4名の方に対して説明がなされております。

◆教育委員（西尾剛）これまで現校長が学校運営協議会委員に入っていたことはありますか。

◎教育政策課長（大塚和弘）ありません。

◆教育委員（西尾剛）ですので、特別な理由がないとだめだと思いますが、委嘱しましたということであれば、先ほど議論された点について気をつけていただき、議決をする際には現校長は退出していただく必要はあると思います。

◆教育長（竹内悟）1年活動してみて、改めて臼井校長と話をして、やはり委員に入ると都合が悪いという認識を持った場合は、臼井校長自身で外れていただくことになるでしょうし、岩崎氏と肥田氏も教諭と事務職員なので、この辺りも踏まえて、判断していただく必要があると考えています。

誠風中学校の委員構成についてですが、1番の芦澤氏は教育委員の皆さんもご存じのとおり、本市の家庭教育支援のスーパーバイザーです。堀畠氏、辻川氏は、向井前校長の教え子です。ですので基本的に学校の方針に対して、強く反対する方がメンバーに入っているわけではありません。ただ、向井前校長の色が強すぎるので、今後、臼井校長のやり方でこの1年活動してみて、意見聴取し、令和8年度以降については考えさせていただきます。

※報告第8号終結

△日程第4報告第9号 泉大津市学校給食費の徴収及び収納事務の委託に係る告示について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、泉大津市学校給食費についての徴取事務並びに収納事務を委託したので、同条第2項及び泉大津市財務規則第32条第2項の規定により告示したので報告するものです。

根拠法令は記載のとおりです。内容については別紙4、13ページをご覧ください。

指定公金事務取扱者は東京都江東区木場一丁目5番25号、りそな決裁サービス株式会社でございます。委託した収納事務に係る歳入の種類は、泉大津市学校給食費条例第3条第1項に基づく学校給食費、指定公金事務取扱者の指定をした日及び指定公金事務取扱者の委託をした日は、令和7年4月1日でございます。委託期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日まで、収納の方法はコンビニエンスストア収納、スマートフォンアプリ収納でございます。

- ◆教育長（竹内悟）従来の収納はゆうちょ口座からの引き落としでした。引き落としきれいなかった場合はコンビニの振込用紙が届くということですか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）引き落としきれいなかった場合は納付書が届きまして、その納付書がコンビニでも取扱いができる、スマートフォン決裁可能な納付書になります。
- ◆教育長（竹内悟）これまでの滞納金額はわかりますか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）過去からの積み上げで700万円ほどです。
- ◆教育長（竹内悟）その金額は年々増えているんですか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）増えています。
- ◆教育委員（西尾剛）クレジットカードも良いんじゃないかと思いますが手数料が高いかもしれませんね。
- ◆教育長（竹内悟）色々と対応は検討していますが、なかなか良い案がなく、このコンビニ収納を始めたということです。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）滞納については今年度さらに協議していきたいと考えていると同時に、先ほど教育長から話がありました、口座振替の対象がゆうちょ銀行のみで、ゆうちょ銀行の口座を持たれていない方は、口座を開設した上で、そこにお金を入れないといけないという作業がありますので、今後口座振替の対象金融機関の拡大についても検討していきたいと考えています。また現在、督促については紙ベースで郵送しておりますが、携帯電話を通じたショートメッセージによる通知という方法もありますので、その点については対応を広げていきたいと考えています。また、西尾委員がおっしゃったクレジットカード会社による収納代行といいますか、クレジットカード会社が市に給食費を払って、その後のアプローチはクレジットカード会社がというサービスもありますので、手数料の部分も含めて、検討していきたいと思います。

※報告第9号終結

△日程第5報告第10号 「令和7年度 学校園に対する教育方針」について

- ◎指導課長（藤谷考志）趣旨は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5号の規程に基づき、学校園に対する教育方針を作成し、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項により、教育長が教育事務を執行したので報告するものです。
- 内容については別冊資料のとおりで、詳しい内容につきましては、先月の教育委員会議にて説明させていただいておりますので、省略させていただき、先月から追加がある部分をお伝えさせていただきます。
- 先月は、指標部分で結果がまだ出でていないため、掲載していない箇所がありましたので、その部分を追加しております。

まず、9ページ③「学校情報化チェックリスト」による授業にICTを活用し

て指導する能力とその結果です。

続きまして 22 ページ②市内の全児童生徒を対象とした「日本語指導が必要な児童生徒に係るアンケート」における多文化共生教育に関する項目、同じく、22 ページ④⑤⑥のいじめや不登校に関する項目、続いて 35 ページ①「学校経営計画」の数値目標の達成率です。

※報告第 10 号終結

△日程第 6 報告第 11 号 第 2 泉大津市立図書館会議室等使用料徴収及び収納事務の委託に係る告示について

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、泉大津市立図書館の会議室等の使用料についての徴収事務並びに収納事務を委託したので、同上第 2 項及び泉大津市財務規則第 32 条第 2 項の規定により告示したものです。

根拠法令は記載のとおりです。

内容につきましては別紙 5、17 ページをご覧ください。1 受託者は株式会社テクスピア大阪、2 委託事務につきましては、泉大津市立図書館の会議室等使用料に係る公金の徴収並びに収納事務を含む図書館の会議室等に係る事務全般の業務、3 指定公金事務取扱者指定日につきましては令和 7 年 4 月 1 日、4 委託期間につきましては令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日、5 公金の徴収及び収納の方法につきましては図書館会議室等使用料、収納の方法は現金等です。

※報告第 11 号終結

△日程第 7 報告第 12 号 北公民館の臨時休館について

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、公民館屋上の高架水槽につながる給水配管の老朽化により大規模な漏水が発生しましたので、給水配管を取り換える緊急工事を行いました。工事期間中は全館の給水を停止する必要があったため臨時休館としましたので、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第 3 条第 2 項により、教育長が教育事務を執行しましたので報告するものです。

根拠法令は記載のとおりで、臨時休館期間は令和 7 年 3 月 21 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。

※報告第 12 号終結

△日程第 8 報告第 13 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認しましたので、報告するものでございます。

対象期間は令和7年3月1日から3月31日までです。内容につきましては別紙6、20ページをご覧ください。

申請件数は10件で全件承認しております。

番号2、6、7、10については、新規事業で、事業内容として文化芸術の推進、歴史の継承、世代間交流の場づくりという目的が、教育の振興に資するものであることから、承認を認めたものでございます。

※報告第13号終結

午前10時40分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員